

## 整合確認書について

### 1. 現状

- 電気用品安全法の技術基準における整合規格として提案された公的規格については、『平成26年1月6日付け商務流通保安審議官名通達「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」（以下、プロセス通達という。）』に基づき審査しているところ。
- プロセス通達の別添2「電気用品の技術上の基準を定める省令に適合する規格の採用に係る審査基準」の（3）技術基準との整合性の項では「整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。」と規定されており、これを受け、当WGでは、技術基準省令における各要求事項との関係を確認するためのチェックリストとして「整合確認書」を用いて審議を行っている。

### 2. 問題点

- この整合確認書では、技術基準省令の各条の下部に「項」や「号」が規定されている場合、それらを細分化し、一つのチェック項目とする様式とされており、これまでの運用では、「項」や「号」ごとに関係性を確認してきたが、実際に確認作業を行うにあたっては、このように細分化し関係性を確認することが困難な事例が出てきている。
- 第15条（始動、再始動及び停止による危害防止）では、チェック項目を第1項「不意な始動」の場合、第2項「再始動」の場合、第3項「不意な停止」の場合に細分化しているが、一方で、整合規格案であるJIS規格においては、始動、再始動及び停止の3項目ごとに危害防止規定を定めている事例は少ないため、整合確認書の審査にあたっては、この第15条への対応に多大の労力を要しているのが現状。

### 3. 今後の運用について

- 技術基準省令第15条の内容は、「始動、再始動及び停止」でケース分けする以外に差違は無く、いずれの項も「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない」ことを求めるものであり、これらの3項は同じ内容と扱っても差し支えないと思われること。
- また、プロセス通達の規定では「整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。」とされているのみであり、「項」や「号」毎の関係性までは求めていないこと。
- 以上を踏まえれば、整合確認書第15条の審査にあたっては、必ずしも、細分化したチェック項目毎に厳密に確認する必要は無く、全体として当該条文への適合性が確認できれば十分であると思慮されるため、今後は次のように運用することとする。
- 第15条の3つの項のうち、いずれかを満たす項目がある場合は、当該規格は第15条に適合しているものとして扱う。
- ただし、例えば、自走機能を備えており、始動、再始動及び停止全てのケースについて慎重な検討を要する電気用品については、この限りでは無い。

(参考)

整合確認書(抄)

技術基準		
条項	タイトル	条文
第十五条 第1項	始動, 再始動及び停止 による危害の防止	電気用品は, <u>不意な始動</u> によって人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。
第十五条 第2項	始動, 再始動及び停止 による危害の防止	電気用品は, <u>動作が中断し, 又は停止したときは, 再始動</u> によって人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。
第十五条 第3項	始動, 再始動及び停止 による危害の防止	電気用品は, <u>不意な動作の停止</u> によって人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。